

情報公開審査会の答申概要（答申第51号）

1 対象公文書又は請求対象文書

- (1) 一部公開決定した対象公文書（諮問案件第85号）
 - ア 行政訴訟事件に係る指定代理人の指定及び訴訟代理人の選任について
 - イ 支出命令票
 - ウ 請求書
 - エ 行政事件訴訟の弁護士との打合せについて
- (2) 不存在決定した請求対象文書（諮問案件第86号）
 - ア 特定の行政訴訟事件に係る弁護士の任用期間
 - イ 特定の行政訴訟事件に係る現場視察に関する打合せ記録

2 担当課（所） 土木部河川課

3 異議申立て等の経緯

- (1) H17. 11. 11 公開請求 (4) H18. 5. 23 諮問
- (2) H17. 12. 8 一部公開決定及び不存在決定 (5) H20. 9. 12 答申
- (3) H17. 12. 21 異議申立て

4 諮問に係る審査会の判断結果

(1) 結論

本件異議申立ての対象となった公文書につき、不存在とした決定は、妥当であるが、一部公開決定において公開しないとした部分のうち、次の部分を公開すべきである。

- ア 行政訴訟事件に係る指定代理人の指定及び訴訟代理人の選任について
原告氏名
- イ 支出命令票
支出額（合計）、控除額（合計）、差引額、課税対象額、控除額及び合計
- ウ 請求書
請求額、着手金、消費税、請求金合計額、源泉所得税及び差引額並びに原告氏名
- エ 行政事件訴訟の弁護士との打合せについて
起案文書（供覧処理票）中の原告氏名、打合せメモ中の原告氏名、「1 打合せ内容」の（2）及び（3）並びに「2 ○○弁護士の返答」の（2）

(2) 判断要旨等

ア 一部公開決定について

| 非公開部分 | 該当条項 | 審査会の判断 | |
|----------------------|----------------|--------|---|
| | | 判断結果 | 判断要旨 |
| 対象公文書アのうち原告氏名 | 第7条第2号（個人情報） | 公開 | 訴訟記録については、民事訴訟法において閲覧等の制限ができることが定められているなど、無条件に公開されるものではないが、本件事案については、特に閲覧制限等はとられていないと思われるので、公開すべきである。 |
| 対象公文書イ及びウのうち報酬に関する金額 | 第7条第3号（事業活動情報） | 公開 | 弁護士の報酬については、平成16年4月の弁護士法改正により、当事者間の話し合いで決定されているが、行政訴訟事件における県側の弁護士報酬については、予算の制約からその額には一定の制限があり、また、当審査会において、本件請求文書として特定された公文書を見分したところ、報酬金額は、法改正に伴い廃止された報酬規程に準 |

| | | | |
|--|--------------------|-----|---|
| | | | じて定型的に決定されており、これを公開したとしても不利益をもたらすとは考えられないので、公開すべきである。 |
| 対象公文書ウのうち 印影 | 第7条第3号 (事業活動情報) | 非公開 | 印影については、内部管理情報として秘密にしておくことが是認されるもので、自己の意思によらずに公表されない利益を有しているといえ、不特定多数のものが弁護士の印が押印された請求書を受け取る新規顧客となることは考えられないので、印影に係る情報を公開すると、事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、非公開は妥当である。 |
| 対象公文書エのうち 原告氏名 | 第7条第2号 (個人情報) | 公開 | 上記と同様、公開すべきである。 |
| 対象公文書エのうち 「1 打合せ内容」の(2)及び(3) | 第7条第6号 (事務事業情報) | 公開 | これを公開しても、実施機関の事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは考えられないので、公開すべきである。 |
| 対象公文書エのうち 打合せメモの「1 打合せ内容」の(5) | 第7条第6号 (事務事業情報) | 非公開 | これを公開すると、訴訟当事者である県側の対応方針が明らかとなり、訴訟事務に関し、県の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるので、非公開は妥当である。 |
| 対象公文書エのうち 打合せメモの「2 ○○弁護士の返答」の(2) | 第7条第6号 (事務事業情報) | 公開 | 弁護士報酬の額の算定について記載されているので、上記と同様、公開すべきである。 |
| 対象公文書エのうち 打合せメモの「2 ○○弁護士の返答」の(3)及び(5) | 第7条第6号 (事務事業情報) | 非公開 | これを公開すると、訴訟当事者である県側の対応方針が明らかとなり、訴訟事務に関し、県の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるので、非公開は妥当である。 |

イ 不存在決定について

(ア) 弁護士の任用期間に係る文書の不存在について

実施機関は、一般的に訴訟事件に係る判決確定までの期間は不定期であるため、訴訟代理人に委任する期間を具体的に定めていないと説明しており、この実施機関の説明に不合理な点は認められないので、不存在決定は妥当であると考えられる。

(イ) 現場視察に係る文書の不存在について

実施機関は、現場の状況を写真等によって十分説明しているため、現場視察の機会を設けていないとしており、この実施機関の説明に不合理な点は認められないので、不存在決定は妥当であると考えられる。

(別 紙)
答申第51号

答 申 書

平成20年9月

石 川 県 情 報 公 開 審 査 会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき、不存在とした決定は、妥当であるが、一部公開決定において公開しないとした部分のうち、次の部分を公開すべきである。

- 1 行政訴訟事件に係る指定代理人の指定及び訴訟代理人の選任について
原告氏名
- 2 支出命令票
支出額（合計）、控除額（合計）、差引額、課税対象額、控除額及び合計
- 3 請求書
請求額、着手金、消費税、請求金合計額、源泉所得税及び差引額並びに原告氏名
- 4 行政事件訴訟の弁護士との打合せについて
起案文書（供覧処理票）中の原告氏名、打合せメモ中の原告氏名、「1 打合せ内容」の（2）及び（3）並びに「2 ○○弁護士の返答」の（2）

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、○○弁護士が辰巳ダム関連の裁判（第一審）で県側の代理をしたことに関して、平成17年11月11日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- (1) 任用理由（以下「本件請求文書1」という。）
- (2) 任用期間（以下「本件請求文書2」という。）
- (3) 任用費用（以下「本件請求文書3」という。）
- (4) 出所（以下「本件請求文書4」という。）
- (5) 打合せ記録
 - ア 期日・場所・時間（以下「本件請求文書5」という。）
 - イ 内容（以下「本件請求文書6」という。）
 - ウ 現場視察（以下「本件請求文書7」という。）
 - エ 対応協議（以下「本件請求文書8」という。）
 - オ 出席者（以下「本件請求文書9」という。）

2 実施機関の決定

(1) 本件請求文書1、3ないし6、8及び9に係る決定について

実施機関は、本件請求文書1、3ないし6、8及び9に係る公開請求について、別記に掲げる公文書を特定して、その一部を非公開とする一部公開決定（以下「本件処分1」という。）を行い、公開しない部分及び公開しない理由を別記のとおり付して、平成17年12月8日に異議申立人に通知した。

(2) 本件請求文書2及び7に係る決定について

実施機関は、本件請求文書2及び7に係る公開請求について、公文書不存在決定（以下

「本件処分2」という。)を行い、公文書を保有していない理由を次のとおり付して、平成17年12月8日に異議申立人に通知した。

(公文書を保有していない理由)

任用期間を定めていないため

現場視察を行っていないため

以下、上記の2件の処分を「本件処分」という。

3 異議申立て

異議申立人は、平成17年12月21日に、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成18年5月23日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会(以下「当審査会」という。)に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

5 諮問案件の併合について

本件処分1及び本件処分2に対する異議申立てについては、諮問河第401号及び同第402号として諮問されたが、これらは、本件公開請求に対して一部非公開としたものと不存在としたものとに分けて決定を行ったものであり、当審査会は一括して審議し答申することとした。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び当審査会における意見陳述で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 原告氏名について

裁判は公開で行われており、原告の氏名を非公開とする理由はない。

(2) 報酬金額について

行政が弁護士に支払う報酬は、公金が支出されており、どのような基準で決定されるのかを公開すべきである。また、弁護士の報酬は一定の基準が示されており、非公開とされると、過大支払が懸念される。

(3) 請求書の印影について

行政の弁護士活動は公事であり、公開されるべきである。また、公開されても不利益

はないはずである。

(4) 打合せメモの一部公開について

行政訴訟事件において、行政と弁護士がどのように話し合い、裁判に臨んでいるかについては、裁判に至ればすべて正々堂々公開されるべきである。

(5) 弁護士の任用期間に係る公開請求に対して不存在とされたが、任用期間を定めなくて公金が支出されていることは、実施機関の過失である。

また、現場視察に係る公開請求に対しても不存在とされたが、現地すら見ていないとすれば、杜撰な依頼であり、不当である。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書及び当審査会における意見陳述から総合すると、おおむね次のとおりである。

1 原告氏名について

訴訟記録については、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第91条第1項において、裁判所書記官に対して何人も閲覧を請求できるとされているが、同法第92条では個人情報に対する配慮がなされており、当然に公にされるとはいえない。したがって、原告氏名は、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないので非公開とした。

2 報酬金額について

平成16年4月から弁護士法が改正、施行され、弁護士報酬については、選任した弁護士との協議によって決定することとなっており、これを公開すると、事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に該当し、同号ただし書に該当しないので非公開とした。

3 請求書の印影について

弁護士事務所の内部管理に係る情報であり、これを公開すると、事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に該当し、同号ただし書に該当しないので非公開とした。

4 打合せメモの一部公開について

争訟の事務に関する情報が記載されており、これを公開すると、実施機関の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあり、条例第7条第6号に規定する事務事業情報のロに該当するので、非公開とした。

5 行政訴訟事件に係る訴訟代理人の委任期間は事件終結までとしており、判決確定までの期間は不定期であるため、委任期間に係る期日を具体的に定めておらず、また、現場視察についても、打ち合わせ時に写真等によってその状況を十分説明しているため、特に機会を設けていない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の

公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書の性格等について

特定の行政訴訟事件における県側の弁護士報酬及び打合せ記録に関する公文書である。

3 本件処分1に係る一部公開決定について

(1) 原告氏名について

訴訟記録については、民事訴訟法第91条第2項において、公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録は、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限り閲覧を請求することができることとされ、また、同法第92条では個人のプライバシー保護等のため、閲覧等の制限が定められているなど、無条件に公開されるものではなく、実施機関の見解に妥当な面もあると考えられる。

しかしながら、このような閲覧制限等の措置がとられる事案はごく少数であり、また、当事者からの申立てが前提とされ、制限等が行われる場合は、同法第119条により当事者に知らされることになっているが、本件請求文書に係る訴訟について、実施機関から提出された理由説明書には、閲覧制限などの具体的な事実が記載されていない。

このようなことから、本件事案については、特に閲覧制限等とはとられていないと思われる。条例第7条第2号ただし書イの慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当すると考えられるので、公開すべきである。

(2) 報酬金額について

弁護士の報酬については、平成16年3月までは、日本弁護士連合会が弁護士法（昭和24年法律第205号）の規定に基づき、「報酬等基準規程」を定め、各弁護士会もこれに準拠して標準を示す報酬規程を定めていたが、同年4月の法改正により、報酬規程が廃止されたため、以後、弁護士に対する報酬は、当事者間の話し合いで決定されている。

このようなことから、実施機関の主張のように、これを公開すると、選任された弁護士の活動に不利益をもたらす場合も考えられるが、行政訴訟事件における県側の弁護士報酬については、予算の制約からその額には一定の制限があり、民間人がする委任契約とは同列に扱うことはできないと考えられる。

また、当審査会において、本件請求文書として特定された公文書を見分したところ、報酬金額は、廃止された報酬規程に準じて定型的に決定されており、これを公開したとしても不利益をもたらすとは考えられず、条例第7条第3号に該当しないと考えられるので、報酬の金額及び課税対象額等関連する金額は公開すべきである。

(3) 請求書の印影について

印影については、内部管理情報として秘密にしておくことが是認されるもので、自己

の意思によらずに公表されない利益を有しているといえる。

また、押印された請求書を受け取る顧客については、極めて限定されていると考えられ、不特定多数のものが新規にその顧客となることは考えられない。

したがって、印影に係る情報を公開すると、事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第3号に該当するので、非公開とした決定は妥当である。

(4) 打合せメモの一部公開について

当審査会において、本件公開請求の対象として特定された公文書を見分したところ、次のとおりである。

ア 対象文書中の原告氏名については、上記(1)のとおり公開すべきである。

イ 「1 打合せ内容」のうち、非公開となっている(2)及び(3)については、これを公表しても、実施機関の事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは考えられず、条例第7条第6号に該当しないと考えられるので、公開すべきである。

ウ 「1 打合せ内容」の(5)については、県が当該訴訟において考慮すべき原告の対応項目が記載されているため、これを公開すると、訴訟当事者である県側の対応方針が明らかとなり、訴訟事務に関し、県の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるので、条例第7条第6号のロに該当すると考えられ、非公開とした決定は妥当である。

エ 「2 ○○弁護士の返答」の(2)については、弁護士報酬の額の算定について記載されているので、上記(2)と同様公開すべきである。

オ 「2 ○○弁護士の返答」の(3)及び(5)については、当該訴訟における県側の対応方針等が記載されており、上記ウと同様に、その文書の性質上、非公開とした決定は妥当である。

4 本件処分2に係る不存在決定について

実施機関は、一般的に訴訟事件に係る判決確定までの期間は不定期であるため、訴訟代理人に委任する期間を具体的に定めておらず、また、現場視察についても、写真等によってその状況を十分説明しているので機会を設けていないと説明している。

このような実施機関の説明に不合理な点は認められないので、不存在決定は妥当であると考えられる。

5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件処分2に関して、任用期間を定めず、現場視察も行っていないことは、過失であり、杜撰であると主張するが、当審査会としては、実施機関が行った本件請求文書の不存在決定の妥当性を審議するもので、実施機関が行った弁護士への委任事務等の適否を審議する立場にはなく、そのような主張は本件処分に対する判断を左右するものではない。

なお、行政訴訟事件において地方公共団体が弁護士に依頼することは、弁護士を何らかの地位に就かせる「任用」ではなく、特定の事件に係る事務を委任することであり、任用

のように始期及び終期を定めないとしても、瑕疵はないものと思われる。

6 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

別記

| 公文書名 | 公開内容 | 公開しない部分 | 公開しない理由 |
|---------------------------------|-------------|---|--|
| 行政訴訟事件に係る指定代理人の指定及び訴訟代理人の選任について | 一部公開 | 原告氏名 | 石川県情報公開条例第7条第2号該当（特定の個人が識別することができる個人情報のため） |
| 支出命令票（支出命令番号0084403） | 一部公開（支出命令票） | 支出額（合計）、控除額（合計）、差引額、課税対象額、控除額及び合計 | 石川県情報公開条例第7条第3号該当（事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため） |
| | 一部公開（請求書） | 印影、請求額、着手金、消費税、請求金合計額、源泉所得税及び差引額 | 石川県情報公開条例第7条第2号該当（特定の個人が識別することができる個人情報のため） |
| | | 原告氏名 | 石川県情報公開条例第7条第2号該当（特定の個人が識別することができる個人情報のため） |
| 支出命令票（支出命令番号0084504） | 一部公開（支出命令票） | 支出額（合計）、控除額（合計）、差引額、課税対象額、控除額及び合計 | 石川県情報公開条例第7条第3号該当（事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため） |
| | 一部公開（請求書） | 印影、請求額、着手金、消費税、請求金合計額、源泉所得税及び差引額 | 石川県情報公開条例第7条第2号該当（特定の個人が識別することができる個人情報のため） |
| | | 原告氏名 | 石川県情報公開条例第7条第2号該当（特定の個人が識別することができる個人情報のため） |
| 行政事件訴訟の弁護士との打合せについて | 一部公開 | 起案文書及び打合せメモ中の原告氏名 | 石川県情報公開条例第7条第2号該当（特定の個人が識別することができる個人情報のため） |
| | | 打合せメモ中の1打合せ内容（1の(2)、(3)及び(5)）並びに2〇〇弁護士の返答（2の(2)、(3)及び(5)） | 石川県情報公開条例第7条第6号該当（争訟に係る事務に関し、地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため） |

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|----------------------------------|--|
| 平成 18 年 5 月 23 日 | ○諮問を受けた。(諮問案件第 8 5 号) ○諮問を受けた。(諮問案件第 8 6 号) |
| 平成 18 年 6 月 23 日 | ○実施機関(土木部河川課)から理由説明書を受理した。 |
| 平成 18 年 7 月 19 日 | ○異議申立人から意見書を受理した。 |
| 平成 20 年 1 月 30 日 (第 159 回審査会) | ○事案の審議を行った。 |
| 平成 20 年 2 月 21 日 (第 160 回審査会) | ○事案の審議を行った。 |
| 平成 20 年 3 月 19 日 (第 161 回審査会) | ○実施機関職員から意見聴取を行った。 ○異議申立人から意見聴取を行った。 |
| 平成 20 年 5 月 28 日 (第 162 回審査会) | ○事案の審議を行った。 |
| 平成 20 年 6 月 26 日 (第 163 回審査会) | ○事案の審議を行った。 |
| 平成 20 年 7 月 31 日 (第 164 回審査会) | ○事案の審議を行った。 |
| 平成 20 年 8 月 28 日 (第 165 回審査会) | ○事案の審議を行った。 |